

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）に対する 県民意見の募集（案）について

庄内川等水域に属する11水域について水域類型の見直しを検討したところ、表1に掲げる6水域を水域類型の見直し対象としました。

この6水域について、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号ロの規定に基づき、生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型を表1の「類型・達成期間」欄のとおり見直します。

表1 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し

水域区分	水域名	範囲	類型 ⁽¹⁾ ・達成期間 ⁽²⁾
庄内川等水域	庄内川中流（1）	水野川合流点より上流	B・イからA・イ
	庄内川中流（2）	水野川合流点から水分橋まで	D・イからC・イ
	庄内川下流	水分橋より下流	D・イからC・イ
	矢田川上流	大森橋より上流	D・ロからD・イ
	矢田川下流	大森橋より下流	D・イからC・イ
天竜川水域	大千瀬川	静岡県境より上流	AA・ロからAA・イ

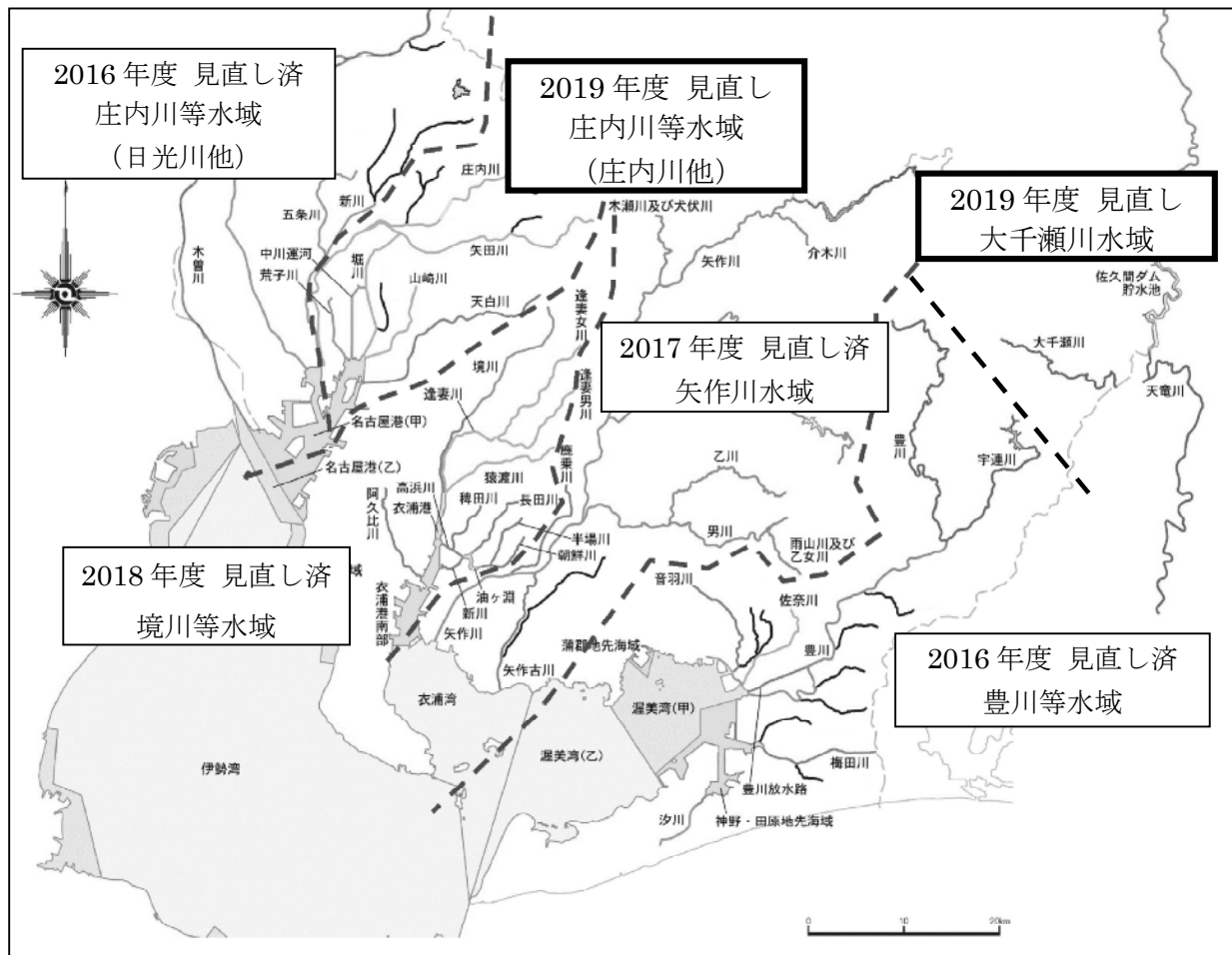
注(1) 水質環境基準（河川）の水域類型

水域類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L 以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L 以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	3 mg/L 以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	5 mg/L 以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L 以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水3級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

注(2) 達成期間

「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。



備考：詳細な位置図は図2を参照してください。

図1 庄内川等水域の位置図

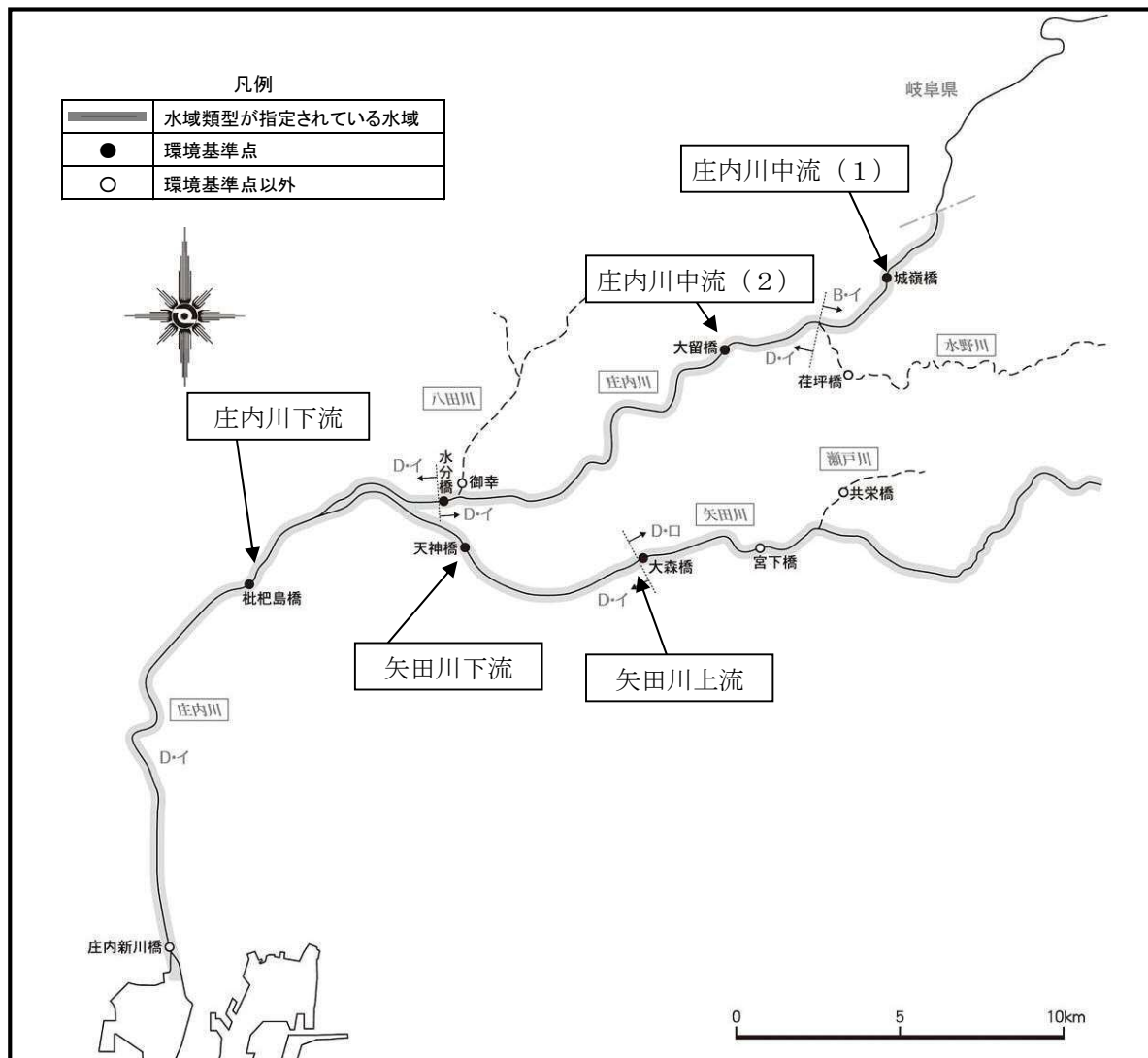


図 2 (1) 庄内川等水域の水域類型等を見直す水域

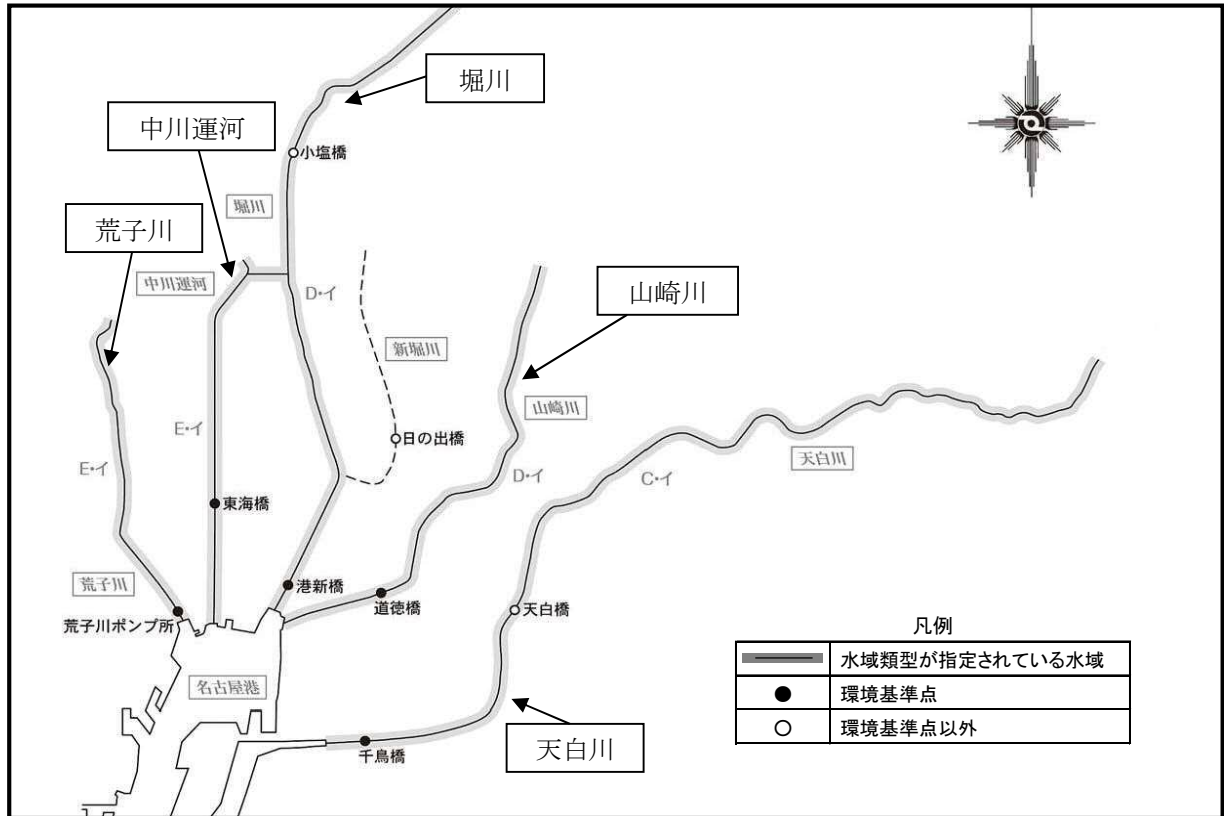


図 2 (2) 名古屋市内水域の水域類型等を見直す水域

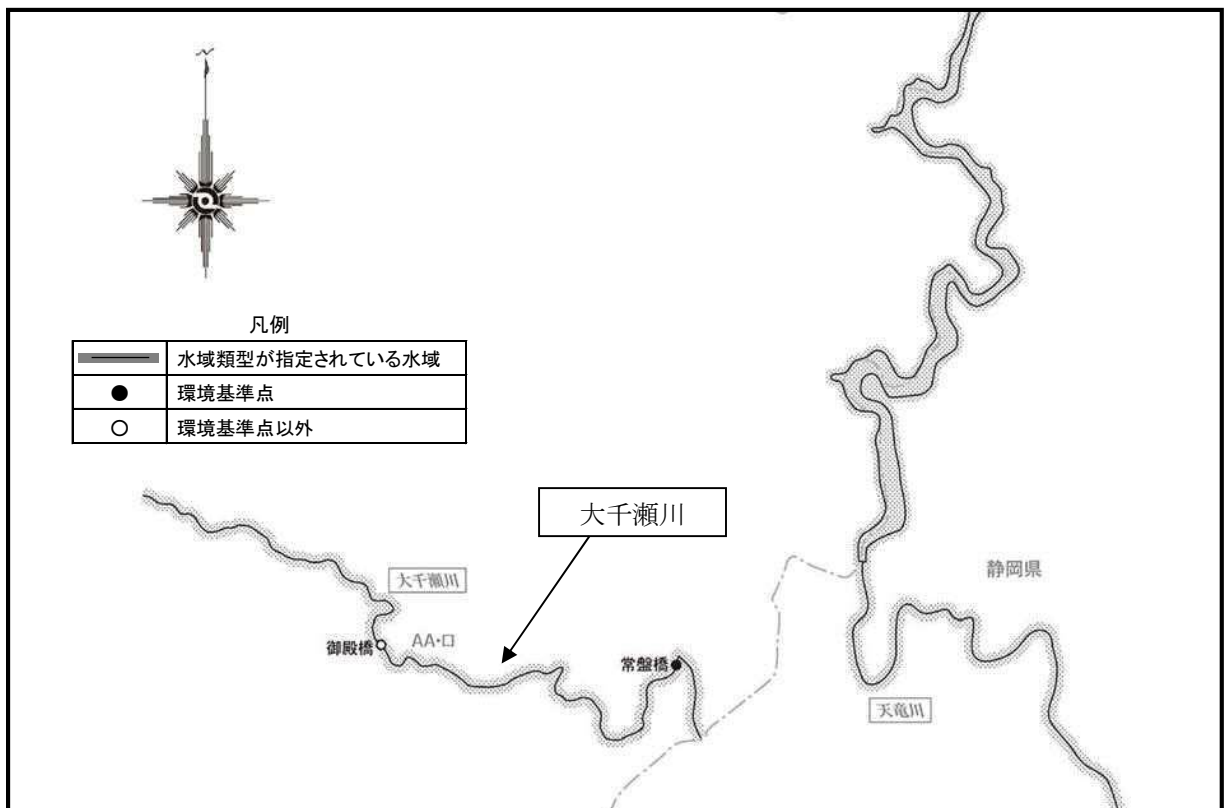


図 2 (3) 天竜川水域の水域類型等を見直す水域